

鳥獣防護さく等設置事業補助金の申請手順説明書

市では、鳥獣による農林水産物被害を防ぐための鳥獣防護さく等の新たな設置について、補助事業を行っています。

補助金交付までの手順

- 1 事業計画を立て、見積書を取ってください。
- 2 市役所及び各支所へ、次の書類に必要事項を記入の上、提出してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
（共同施工の場合、代表者以外の農林業者の住所・氏名名簿を添付）
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書

- 3 書類を審査の上、補助金額の決定後、補助金通知書を交付します。

*補助金交付決定する前に、購入された防護さく等は、**補助の対象となりません。**

*補助金交付決定後に補助金通知書を送付しますが、通常1週間～10日間程度の処理期間がかかります。なお、通常処理期間を経過しても通知書が届かない場合には、下記の相談・問い合わせ先にご連絡ください。

購入は、必ず補助金交付決定の後にしてください。

*補助金交付申請後、補助金通知書の交付前に、防護さく等の設置を急がれる場合には、その旨ご相談ください。

- 4 補助金通知書が届いた後に、防護さく等を購入・設置してください。

*購入時には、必ず**請求書**と**領収書**を受け取り、紛失しないよう保管しておいてください。

*防護さく等を設置する場合、必ず、**設置前**と**設置後**の**対比ができる写真**を撮影してください。

*購入時に、事業費に変更（資材の数量、単価の変更等）が生じ、それに伴う補助金額も変更となる場合には、支払い時に、変更となる金額の見積書を一緒にもらってください。その場合、変更申請手続きが必要となるため、市へ連絡してください。

- 5 防護さく等の設置終了後、市役所及び各支所へ、次の書類を揃え必要事項を記入の上、1ヶ月以内に提出してください。

【提出書類】

- ⑤ 補助金交付請求書（様式第4号）
- ⑥ 鳥獣防護さく等設置完了報告書（様式第5号）
- ⑦ 請求書又はその写し
- ⑧ 領収書又はその写し
- ⑨ 設置場所の写真（**設置前**と**設置後**のもの*写真は必ずカラーで撮影したものを提出のこと）
- ⑩ 事業成績書（様式第6号）
- ⑪ 収支計算書（様式第8号）

- 6 書類を確認後、本人口座に補助金を振り込みます。

***本事業は、年に1回のみ申請です。**

*捕獲ワナ等の購入・設置の場合は、別途提出していただく書類等がありますので、ご相談ください。

相談・問い合わせ先：尾道市農林水産課 0848-38-9473

尾道市因島総合支所しまおこし課 0845-26-6212 尾道市御調支所まちおこし課 0848-76-2922

尾道市向島支所しまおこし課 0848-44-0112 尾道市瀬戸田支所しまおこし課 0845-27-2212